

ゴビンダ通信

No46

発行：無実のゴビンダさんを支える会
事務局

Justice for Govinda

- Innocence Advocacy Group

June 30, 2011

今年はいつよりも早く梅雨入りしたため、毎日、むし暑かったり、はた寒かったりと、変わりやすいお天気ですが、いかがにお過ごしですか？ 無実のゴビンダです。

3月11日、私が待ちこがれていた妻のラタさんが日本に到着しました。ところが、その直後、あの大地震が起きたのです。そのため、ラタさんは5回の面会をしただけで、急いで帰国しなければならなくなりました。とても残念でしたが、ラタさんの安全のため、またネパールの家族を心配させないため、こうするのが一番よかったと思っています。

福島県の原発事故が落ち着いたら来年またラタさんに呼んでくださればありがたいことです。よろしくお願ひします。このたびの東日本大震災により、被害にあわれた方々に、心よりお見舞い申し上げます。ご不安な状態が続いておられるかと存じますが、一日も早く復旧されますことを心からお祈り申し上げます。この大震災では、とても沢山の方々が、あっという間に、尊い命を奪われたり、大切な家族・住居・職場を失いました。本当にお金の毒でなりません。私も、地震や津波のような天災ではありませんが、冤罪という人災により、あっという間に、人生の全てを奪われました。この人災は、警察、検察、裁判所が作り上げたものです。再審によって正しい裁判をやり直せば、必ず無罪になると信じています。

再審のことは、良い方向にうごきがあったようです。あんな
おそろしいこと、ネ申様にちかっ、絶対にやっていません。
5月24日、布川事件の再審無罪判決、テレビや新聞の
ニュースで見ました。「桜井さん、杉山さんに本当におめで
とうございませう」というひとことをつたえてくださり。
桜井さんから、「⁶あきらめなければ、必ず勝てる」という
励ましのメッセージをいただきました。「ありがとうござい
ませう」というひとことをつたえてくださり。布川事件は、戦
後7番目の再審無罪とのことですが、私も8番目を
目指して、これからもがんばりたいと思います。

菅家さんから「⁷激励金もいただきました。感謝のひと
ことをつたえてくださり。

それでは、私が一日も早くネパールの家族のところに
帰れるよう、これからも助けてくださり。

心から感謝をこめて。

無実 ゴビンダ・プラサド・マイリ。

横浜刑務所にて。



2011年6月

♪♪♪♪♪♪♪♪ ゴビンダさん面会報告 ♪♪♪♪♪♪♪♪

5月25日、布川事件の再審無罪判決の翌日、ゴビンダさんに面会しました。

顔を合わせるなり、第一声は「桜井さんと杉山さん、とうとう無罪になりましたね！本当におめでとうございます」。私たちも、昨日、朝から水戸地裁土浦支部に行っていたこと、傍聴券のために並んだが倍率が高くて当たらなかったこと、夕方からの報告会と祝賀会に参加したことなどを報告しました。「再審無罪は戦後7番目だそうですね。44年もかかったけど、『真実は必ず勝つ』というネパールの諺は、やっぱり本当なんだと思いました。でも、裁判所、二人に謝らなかつたんでしょ？最初の判決が間違ってたこと、裁判所が謝らないなんて、絶対おかしいですよ」と鋭い指摘。私もまったく同感です。(客野)

●布川事件再審無罪が確定●

6月7日検察が控訴を断念 桜井さん、杉山さん44年目の雪冤！！

さる5月24日の再審判決公判で無罪を勝ち取った布川事件の桜井昌司さん、杉山卓男さんの無罪判決が、検察の控訴期限が切れる6月7日をもって確定しました。

桜井さん、杉山さんと弁護士、国民救援会を始めとする支援団体は、無罪判決直後から検察に対して控訴権を放棄し、早期に無罪を確定させるように強く要求してきましたが、けっきょく検察は期限切れ当日の午後5時すぎまで何らの態度を表明せず、水戸地検の次席検事が記者発表するという形で姑息に敗訴を認めました。

同日午後6時から霞ヶ関の弁護士会館で記者会見を開いた桜井・杉山両氏と弁護士はこうした検察の不誠実な態度に怒りを隠しませんでした。

桜井さんは「マスコミに言えることがなぜ当事者である我々に言えないのか。無罪証拠を隠し、無実の間人を44年間も犯罪者にしてきた過ちを検証する能力もないのか、裁判所は誤った判断によって有罪にしたことへの謝罪の一言も言えないのか」と憤りをあらわにしました。

杉山さんも「検察とは所詮そんなもの。絶対に過ちを認めず、嵐が過ぎるのを待っているだけ」と嘲笑気味に語りました。

桜井さんは国家賠償請求訴訟によって、検察・警察や裁判所の責任を明確にし、冤罪を生み出し続けている日本の司法を糾すために今後とも活動していくことを表明しています。また杉山さんも「自分にできることは何でもやりたい」と語っています。

無罪は当然ですが、雪冤に44年もかかったこと自体が司法が大反省しなければならぬ問題だと思います。桜井さん、杉山さん、本当におめでとうございます。そしてお疲れ様でした。少しゆっくり休息を取って下さい。そして今後も、ゴビンダさんや守大助さん、奥西勝さん、袴田巖さん、石川一雄さん始め、無実の罪で苦しんでいる仲間のためにご尽力お願いいたします。

東京高裁第4刑事部の裁判長が交代

ゴビンダさんは、2005年3月24日、東京高等裁判所第4刑事部（仙波厚裁判長）に対して再審の申し立てを行いました。

その後、担当裁判官は、大野市太郎裁判長、門野博裁判長、岡田雄一裁判長を経て、現在（2011年5月から）、小川正持裁判長になりました。

新しい署名用紙を同封します。引き続き再審開始を求める署名へのご協力をよろしくお願いいたします。

（署名用紙はホームページからもダウンロードすることができます）

菅家利和さんからの連帯メッセージ

拝啓

日々続くご活動に、敬服申し上げます。私の在監中は本当にお世話になりありがとうございました。

1990年5月に足利市内で起きた幼女殺害事件で、真犯人と「DNA型が一致」したとして、翌年の12月に足利警察署に連行された私は、必死で犯行を否認しましたが、激しい取調べの結果その日の内に自白させられ、翌日逮捕されました。そして、以後家族と引き離され、孤独の中でしかたなく取調べ刑事の言うがままに殺害にいたるストーリーを自白させられました。公判でも一審半ばまで罪を認めざるを得ませんでした。

しかし二審からは、様々な方々が支援して下さることとなり、本気で立ち向かう弁護団を得て、以後無実を訴え続けました。控訴審と最高裁、再審請求審では負けてしまいましたが、即時抗告審で、ずっと要求し続けてきたDNA再鑑定が実現し、その結果再審で無罪判決を勝ち取り、故郷に戻ることができました。皆様には感謝しても感謝したりない思いです。本当に長い間ありがとうございました。

現在逮捕拘禁によるPTSDを抱え、なかなか全面的に皆様をお手伝いすることができませんが、刑事補償が下りたこともあり、ごく少額で恐縮ではありますが皆様のご活動へのカンパをさせていただきたいと思えます。

今も一生懸命闘っておられるご本人とそこそご家族の苦しみ、支援しておられる方々の日々のご苦労を考えると、ほんのわずかでも皆様への一助にさせていただければ幸いです。何卒よろしく願い申し上げます。

それではお体に気をつけて頑張ってください。冤罪に対して闘う皆様の勝利を心よりお祈り申し上げます。

敬具

足利事件冤罪被害者

菅家 利和

□□□ 事務局からのお知らせ

- ▼次回事務局会議の変更：7月12日（火）は、「刑事被収容者処遇法の見直しを求める集会」（18:00～20:00、弁護士会館1701会議室）に事務局スタッフが参加するため、この集会終了後、最寄りの場所に変更して会議を行います。出席される方は、事務局携帯までご連絡の上、時間・場所をご確認下さい。
- ▼大震災のため無期延期した無実のゴビンダさん支援集会は、秋ごろの開催を予定しています。次号通信（9月）にてお知らせいたします。
- ▼ゴビンダさんに激励の手紙を出してあげてください（お名前にはフリガナを）。

[〒233-8501 横浜市港南区港南4-2-2 ゴビンダ・プラサド・マイナリ様]

無実のゴビンダさんを支える会 事務局

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-10ハッ橋ビル7階 現代人文社気付 TEL：080-6550-4669

e-mail：govinda@jca.apc.org ホームページ <http://www.jca.apc.org/govinda>